

第6 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備に関する基準（令第29条の4）

6.1 要件

防火対象物の関係者は令第10条から第29条の3までの消防用設備等（以下「通常用いられる消防用設備等」という。）に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能（火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。）が通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。）を用いることができる。

6.2 設置及び維持

通常用いられる消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有するように設置、維持すること。

- (1) パッケージ型消火設備の一般性能等、放射性能、消火薬剤の種類及び消火薬剤量、消火薬剤の性能等、表示はH16国告12の基準に適合すること。
- (2) パッケージ型自動消火設備は、H16国告13の基準に適合すること。
- (3) 加圧防排煙設備は、H21国告16の基準に適合すること。
- (4) 特定共同住宅に係るものは、H18国告17～20によること。
- (5) 特定小規模施設用自動火災報知設備は、H20国告25によること。
- (6) 複合型居住施設用自動火災報知設備は、H22消防予59によること。
- (7) 特定駐車場用泡消火設備は、H26国告5によること。

6.3 工事整備

工事又は整備にあってはH16国告15によること。

6.4 消防用設備等試験結果報告書

規則第31条の3④に規定する消防用設備等試験結果報告書は告示で定められた別記様式を用いること。